

B:日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
B-82	総務省	K 不動産業, 物品賃貸業	7021	説明文	「7021 産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)」の○例示「医療機械器具賃貸業」には在宅用の医療器具も含まれるのか、お示しいただきたい。	在宅で使用する人工呼吸器などの賃貸も「7021 産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)」で良いか。その場合は例示に追加していただきたい。	第7回	経済産業省	現行通りとする。	ご認識のとおり、在宅療養で使用される医療器具の賃貸も「7021 産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)」に含まれる。 ただし、次の理由により、統計調査以外にも幅広く活用されている日本標準産業分類の利用者に誤解等を惹起するおそれがある。このため、在宅で使用されることもある医療器具という理由により、内容例示として個別の医療機器を記載することは慎重に判断する必要がある。 ①医療器具については、その有効性・安全性を確保するため、「医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)」「(薬機法)」に基づき、製造から販売、販売後の安全対策まで一貫した規制が行われており、事業として医療機器を販売、授与及び貸与する場合には、薬機法上の人体に与えるリスク区分に応じて都道府県知事の許可又は届出が必要となっている。 ②事例として挙げられている、人工呼吸器については、薬機法上のリスク区分において「高度管理医療機器」に該当し、その販売・貸与には都道府県知事の許可が必要となっている。なお、その貸与については、一般的に医療機関に対して賃貸されるものであり、在宅療法として使用される場合には、医療機関において医師の診察を受けた上で、当該医療機関を経由して患者に貸出されるものであり、事業者は医師の指示に従って機器の設置や保守等を行うものであり、患者に直接貸与されるものではないことに留意が必要となる。 <参考1>東京都福祉保健局 医療機器のリスク分類と販売業・貸与業の許可・届出 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/sale_leas/risk.html <参考2>「医療機器の貸出しについて」(医療機器業公正取引協議会)P4 在宅医療機器の貸出し https://www.jitc-mdi.jp/pdf/kashidashi.pdf <参考3>在宅療法における医療機器の貸与事例 https://www.awi.co.jp/ja/business/medical/care/hot.htm (エア・ウォーター株式会社・在宅酸素療法) https://medical.teijin-pharma.co.jp/zaitaku/remedy/hot/02/ (帝人ファーマ株式会社・在宅酸素療法) https://www.fukuda.co.jp/medical/inhome_medical/service/hmv.html (フクダ電子株式会社・在宅人工呼吸法) https://www.fukuda.co.jp/medical/inhome_medical/service/cpap.html (フクダ電子株式会社・経鼻的持続陽圧呼吸療法(CPAP))
B-83	総務省	K 不動産業, 物品賃貸業	7031	説明文	「7031 事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く)」の○例示に「電子式複写機(コピー機)賃貸業」()書きの追加を検討していただきたい。また「複合機賃貸業」の例示の追加を検討していただきたい。	「コピー機」の方が一般的に分かりやすいため。また、複合機の例示も追加されたい。	第7回	経済産業省	「7031 事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く)」の○例示について、以下のとおり対応する。 ・「電子式複写機賃貸業」の表記を「電子式複写機(コピー機)賃貸業」に修正する ・複合機賃貸業を追加する	「2711 複写機製造業」における修正内容(内容例示を複写機製造業(コピー機)に修正)も踏まえ、分かりやすい表現とするため。
B-84	総務省	K 不動産業, 物品賃貸業	7041	説明文	「7041 自動車賃貸業」の○例示に「カーシェアリング業」の追加を検討していただきたい。	増加している産業のため。	第7回	経済産業省	現行通りとする。	道路運送法上、レンタカー型カーシェアリング業はそもそもレンタカー業に含まれるため。
B-85	総務省	K 不動産業, 物品賃貸業	6941	説明文	「住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)」により、民泊に係る3つの事業が新たに制度上位置付けられたことに伴い、民泊に係る産業分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第7回	国土交通省	「6941 不動産管理業」の内容例示(○例示)に「住宅宿泊管理業」を追加する。	住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)の制定により「住宅宿泊管理業」が新設されたため。